

佐倉市地域防災計画修正方針

1. 修正の背景

平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風等、近年起こった災害の教訓を踏まえるとともに、感染症の拡大防止と併せた災害対応について追記する必要があるほか、国・県による防災基本計画の修正や、防災関係法令の改正などを反映させるため、佐倉市地域防災計画の修正を行うものです。

【策定・修正の経過】

- 昭和49年 佐倉市地域防災計画策定
- 平成10年度修正 阪神・淡路大震災の教訓等を反映
- 平成20年度修正 新潟県中越地震等の地震災害や平成16年7月新潟・福島豪雨災害等の大規模な災害の教訓等を反映。地震災害対策編については、千葉県地震被害想定調査結果を受け、地震の被害想定を「元禄地震」を中心とするものから、より被害が甚大とされる「東京湾北部地震」に見直し。
- 平成26年度修正 平成23年3月11日東日本大震災において甚大な被害が発生。佐倉市においても液状化等の地盤被害により、住家等への大きな被害を受けたとともに、帰宅困難者の発生や原発事故を契機とする計画停電等の問題が起こったこと。また、平成25年6月に改正された災害対策基本法を受け見直し。
- 平成30年度修正 県による新たな地震被害想定調査結果や、平成28年4月の熊本地震等の教訓を反映。

2. 主な修正内容

(1) 避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の検討、実施

- 避難所の過密状態を防止するために、在宅避難等の周知や、衛生管理及び避難者の健康管理の徹底等、避難所での感染防止措置。

(2) 大規模停電への対応

- 電力供給事業者等との連絡体制の強化。
- 平常時からの停電対策の市民への周知とともに、協定の締結等による、電源喪失時の対応の強化。

(3) 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正を反映

- 避難情報の提供について、5段階の警戒レベルに応じた、避難等の取るべき行動の情報発信。

(4) 国・県の浸水想定区域公表に伴う市民への情報提供と水害対策

- 国・県で見直しを行った浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を、市民に対してハザードマップで周知するとともに、災害対策の知識の更なる啓発。

参考 1：国の防災基本計画の修正内容

【令和元年 5 月】

1. 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正
 - (1) 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、地域の災害リスクととるべき行動等の周知
 - 避難訓練と合わせた防災教育の実施や、防災と福祉の連携等
 - (2) 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供
 - 避難のタイミングを 5 段階の警戒レベルでの防災情報により明確化

2. 平成 30 年に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正
(6 月大阪北部地震、7 月豪雨、9 月北海道胆振地震)
 - 災害時情報集約支援チーム (ISUT) の派遣
 - 被災市区町村応援職員確保システムの充実
 - 液状化ハザードマップの作成・公表
 - 関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

3. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正
 - 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
 - 外国人に対する防災・気象情報の多言語化
 - 行政・NPO・ボランティア等の連携による情報共有の整備・強化
 - 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

【令和 2 年 5 月】

- 1 令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正
 - (1) 災害リスクととるべき行動の理解促進
 - ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
 - 避難に関する情報の意味 (安全な場所にいる人は避難する必要がない等) の理解促進
 - 豪雨時等の事業者のテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施
 - (2) 河川・気象情報の提供の充実
 - 災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供
 - (3) 災害廃棄物処理体制の整備
 - 国、自治体、ボランティア等の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知
 - (4) 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化
 - (5) 自然災害即応・連携チーム会議の開催
 - 平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施

- 2 令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正
 - (1) 災害に慣れていない自治体への支援の充実
 - 内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣
 - 現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議の開催
 - 危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施
 - (2) 長期停電・通信障害への対応強化
 - 事業者における停電、通信障害発生時の状況把握、被災者への情報提供の体制整備

- 病院等重要施設の非常用電源確保の推進
- 重要施設の非常用電源設置状況のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
- 通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有
- (3)被災者への物資支援の充実
 - 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
 - プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知
- 3 その他最近の施策の進展等を踏まえた修正
 - 避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
 - 無人航空機を活用した情報収集
 - 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
 - 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

【参考 2：千葉県地域防災計画の修正内容】**【令和 2 年 6 月】**

- 1 令和元年房総半島台風（台風 15 号）をはじめとする一連の災害対応への検証等を踏まえた対応
 - (1) 県庁全体での危機管理意識の醸成
 - 「プロアクティブの原則」(※)を災害対応の基本理念に位置付け
 - ※「疑わしい時は行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」
 - 危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に向けた職員向けの訓練や研修の見直し及び国や防災関係機関の研修の活用
 - (2) 災害対策本部設置前の配置基準の見直し
 - 災害即応体制の配備基準の見直し
 - (3) 災害対策本部及び応急対策本部設置基準の見直し
 - 本部設置を客観的かつ迅速に判断できるよう見直し
 - (4) 情報連絡員の早期派遣のための体制構築
 - 市町村の被害状況や人的・物的支援ニーズの把握を行う情報連絡員となる職員の事前選定や、災害即応体制時からの派遣
 - (5) ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備
 - 情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議し、発災時の映像提供等の依頼手順などについて、ルールを明確化
 - 災害即応体制時に、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整
- 2 平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえた風水害対策の修正
 - (1) 住民の避難行動を支援する防災情報の提供
 - 受け手側が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5 段階の警戒レベルによる情報提供の推進
 - 警戒レベルに応じて、避難等取るべき行動を具体的に情報発信
 - 避難情報等を確実に伝達するため、多様な手段の導入促進
 - (2) 地域の災害リスクや取るべき避難行動等、学校における防災教育の充実
 - (3) 農業用ため池の災害対策推進
 - 計画的改修を進めるための「ため池データベース」の整備
 - 緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知促進
- 3 北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた地震対策等の修正
 - (1) 災害対策本部の置かれる市町村庁舎の非常用電源対策
 - 非常用電源を 72 時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強
 - 停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定締結促進
 - (2) 災害時の情報収集に備え、スマートフォン用モバイルバッテリーを日頃から準備しておくよう広報・啓発
 - (3) 災害時の石油類燃料の円滑な調達に向けた体制や手続き等の整備
- 4 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和元年 5 月）の改定の反映

○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の県の配備体制や防災対応等を整備

【令和3年3月】

1 「令和元年房総半島台風等への対応に関する検証」を踏まえた対応

(1) 大規模停電への対応

- 県と東京電力が連携し、計画的な樹木伐採による停電被害等の未然の防止
- 平常時から病院等の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等のリスト化
- 停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備
- リスト化した病院、社会福祉施設等の状況を確認及び電源の確保が必要な施設への電源車配備のために、国・東京電力との調整を実施

(2) 物資支援

- 平常時から訓練等を通じ、物資の備蓄状況、運送手段の確認、発災時の連絡及び要請手続き等の確認
- 備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報共有

(3) 水道供給

- 各水道事業者による水道施設の非常用発電設備や連絡管の計画的な整備
- 停電時に活用できる直結給水栓等の周知

(4) 水害対策

- 県内水位周知河川等の想定最大規模降雨による浸水想定区域を指定・公表
- 水位周知河川の基準水位観測所等を補完する危機管理型水位計の設置

2 国の防災基本計画の修正の反映

(1) 避難所における感染症対策の推進

- 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- 避難所での感染症患者が発生した場合について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して対応を検討

(2) 市町村受援体制の整備

- 円滑な応援を受けられるよう、市町村地域防災計画へ受援計画を位置づけ

(3) 燃料の供給体制の整備

- 石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から石油販売業者の受注機会の増大に配慮

(4) 道の駅の防災機能強化

- 災害時において地域住民等へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る、道の駅の防災機能強化